

被災代替資産等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表（震災特例法18の2、26の2、旧震災特例法18、26）

事業年度又は連結事業年度		・ ・ ・ ・		法人名	()		
資産の種類	1	被災代替資産 被災区域内供用資産	被災代替資産 被災区域内供用資産	被災代替資産 被災区域内供用資産	被災代替資産 被災区域内供用資産	被災代替資産 被災区域内供用資産	
(耐用年数通達付表10の番号)	2	()	()	()	()	()	
対象資産の種類等							
対象資産の構造又は名称	3						
取得等年月日	4	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	
取得等の後、最初に事業の用に供した年月日	5	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	
東日本大震災に起因して事業の用に供することができなくなった資産の用途	6	(m ²)	(m ²)	(m ²)	(m ²)	(m ²)	
被災代替資産の用途	7	(m ²)	(m ²)	(m ²)	(m ²)	(m ²)	
取得価額	8	円	円	円	円	円	
同上のうち対象となる部分の取得価額	9						
特別償却率	10	$\frac{10、12、20又は24}{100}$	$\frac{10、12、20又は24}{100}$	$\frac{10、12、20又は24}{100}$	$\frac{10、12、20又は24}{100}$	$\frac{10、12、20又は24}{100}$	
特別償却限度額 (9) × (10)	11	円	円	円	円	円	
償却・準備金方式の区分	12	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金	
その他参考となるべき事項	13						
中 小 企 業 者 又 は 中 小 連 結 法 人 の 判 定							
発行済株式又は出資の総数又は総額	14		大株 規 模 法 人 等 の 保 有 明 細	順位	大規模法人		株式数又は出資金の額
(14)のうちその有する自己の株式又は出資の総数又は総額	15			1		22	
差引(14)－(15)	16					23	
常時使用する従業員の数	17	人				24	
大規模法人の保有割合	第1順位の株式数又は出資金の額 (22)	18				25	
	保有割合 $\frac{(18)}{(16)}$	19		%		26	
	大規模法人の保有する株式数等の計 (28)	20				27	
	保有割合 $\frac{(20)}{(16)}$	21		%	計 $(22)+(23)+(24)+(25)+(26)+(27)$		28

特別償却の付表（震五）の記載の仕方

- 1 この特別償却の付表（震五）は、法人が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第18条の2第1項《被災代替資産等の特別償却》若しくは令和3年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「令和3年旧震災特例法」といいます。）第18条第1項《被災代替資産等の特別償却》の規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第52条の3《準備金方式による特別償却》の特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人が震災特例法第26条の2第1項《連結法人の被災代替資産等の特別償却》若しくは令和3年旧震災特例法第26条第1項《連結法人の被災代替資産等の特別償却》の規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41《準備金方式による特別償却》の特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、対象資産（震災特例法第18条の2第1項若しくは第26条の2第1項に規定する被災代替資産等又は令和3年旧震災特例法第18条第1項若しくは第26条第1項に規定する被災代替資産等をいいます。以下同じです。）の特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。
- ただし、所有権移転外リース取引により取得した対象資産については、この制度の適用はありませんので注意してください。
- 2 連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の（ ）内に記載します。
- 3 「資産の種類1」は、その対象資産が、被災代替資産（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第18条の2各号《被災代替資産等の特別償却》若しくは第23条の2各号《連結法人の被災代替資産等の特別償却》に掲げる減価償却資産又は令和3年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第18条各号《被災代替資産等の特別償却》若しくは第23条各号《連結法人の被災代替資産等の特別償却》に掲げる減価償却資産をいいます。以下同じです。）又はそれ以外の資産（以下「被災区域内供用資産」といいます。）のいずれの種類に該当するか区分に応じ、該当するものを○で囲みます。

- 4 「対象資産の種類等2」には、耐用年数省令別表第一の「種類」又は昭和45年5月25日付直法4-25ほか1課共同「耐用年数の適用等に関する取扱通達」付表10（以下「耐用年数通達付表10」といいます。）の「設備の種類」を記載しますが、その対象資産が機械及び装置である場合には、耐用年数通達付表10の番号を（ ）内に記載します。
- 5 「対象資産の構造又は名称3」には、建物についてはその構造を、それ以外のものについてはその名称を記載します。
- 6 「東日本大震災に起因して事業の用に供することができなくなった資産の用途6」及び「被災代替資産の用途7」の各欄は、「資産の種類1」の資産が被災代替資産である場合に、次により記載します。

なお、令和3年4月1日以後に取得等をする車両及び運搬具については、この制度の適用はありませんので注意してください。

(1) 用途は、次の表を参考に記載します。

資産の種類	用 途
建 物	「事務所用」、「工場用」など
構 築 物	「鉄道業用」、「発電用」など
機 械 及 び 装 置	耐用年数通達付表10の「設備の種類」
船 舶	「漁船」
車 両 及 び 運 搬 具	「運送事業用」など

- (2) 被災代替資産が建物（その附属設備を含みます。以下同じ。）である場合は、建物全体の床面積を「6」及び「7」の各欄の（ ）内に記載します。
- 7 「取得価額8」に、対象資産の取得価額を記載した上、「同上のうち対象となる部分の取得価額9」は次により記載します。
- (1) 被災代替資産である建物…その床面積が東日本大震災に起因して事業の用に供することができなくなった建物の床面積の1.5倍を超える場合には、その取得価額のうちその床面積の1.5倍に相当する部分の金額
- (2) (1)以外の対象資産…その取得価額
- 8 「特別償却率10」の分子は、次の法人の区分に応じそれぞれ次の数字を○で囲みます。
- (1) 中小企業者等（震災特例法第18条の2第1項に規定する中小企業者若しくは農業協同組合等又は令和3年旧震災特例法第18条第1項に規定する中小企業者若しくは農業協同組合等をいいます。）又は中小連結法人等（震災特例法第26条の2第1項に規定する中小連結法人若しくは連結親法人である農業協同組合等又は令

和3年旧震災特例法第26条第1項に規定する中小連結法人若しくは連結親法人である農業協同組合等をいいます。)

イ 建物又は構築物(増築部分を含みます。)…「12」

ロ 機械及び装置、船舶又は車両及び運搬具(車両及び運搬具にあつては、令和3年4月1日以後に取得等をするものを除きます。)…「24」

(2) (1)以外の法人

イ 建物又は構築物(増築部分を含みます。)…「10」

ロ 機械及び装置、船舶又は車両及び運搬具(車両及び運搬具にあつては、令和3年4月1日以後に取得等をするものを除きます。)…「20」

9 「償却・準備金方式の区分12」には、その対象資産につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。

10 「その他参考となるべき事項13」には、被災区域内供用資産の事業の用に供した区域のほか、その対象資産の種類に応じ次により記載するなど、この特別償却の適用に関し参考となるべき事項を記載します。

(1) 対象資産が構築物である場合…被災代替資産及び東日本大震災に起因して事業の用に供することができなくなった資産の規模を記載します。

(2) 対象資産が車両及び運搬具である場合…被災代替資産が道路運送車両法第4条《登録の一般効力》に規定する自動車登録ファイルに登録されているもの又は同法第72条第1項《検査記録》に規定する軽自動車検査ファイルに記録されているものうちいずれに該当するかについて記載します。

11 「中小企業者又は中小連結法人の判定」の各欄は、その資産の取得等をした日及び事業の用に供した日の現況により法人又は連結法人(以下「判定法人」といいます。)の発行済株式等の状況(その判定法人が連結子法人である場合には、連結親法人の発行済株式等の状況)を記載するほか、次によります。

(1) 「保有割合19」が50%以上となる場合又は「保有割合21」が3分の2(66.666…%)以上となる場合には、8(1)の特別償却率の適用はありませんので注意してください。

(2) 「大規模法人の保有する株式数等の明細22~27」の各欄は、その判定法人の株主等のうち大規模法人(注)について、その所有する株式数又は出資金の額の最も多いものから順次記載します。

(注) 大規模法人とは、次のイからハまでの法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。また、令和3年4月1日前に開始した事業年度又は連結事業年度においては、独立行政法人中小企業基盤整備機構(その判定法人の発行する株式の全部又は一部が中小企業等経営強化法第21条第1項《事業再編投資計画の変更等》に規定する認定事業再編投資組合の組合財産である場合におけるその組合員の出資に係る部分に限ります。)を除きます。

イ 資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人

ロ 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人

ハ 次の(イ)又は(ロ)の法人

(イ) 大法人(次に掲げる法人をいいます。以下同じです。)との間にその大法人による完全支配関係がある普通法人

A 資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人

B 相互会社及び外国相互会社のうち、常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人

C 受託法人

(ロ) 普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部をその全ての大法人のうちいずれか一の法人が有するものとみなした場合において、そのいずれか一の法人とその普通法人との間にそのいずれか一の法人による完全支配関係があることとなるときのその普通法人((イ)の法人を除きます。)

(3) 連結親法人が中小連結法人に該当する場合であっても、資本金の額又は出資金の額が1億円を超える連結子法人については、中小連結法人以外の連結法人として取り扱われますので注意してください。